

## 新春を迎えて



愛知県知事 神田真秋

あけましておめでとうございます

県民の皆様方には、健やかに新春をお迎えのことと存じます。

今年が、皆様方にとりまして、充実した一年となりますよう心からお祈り申し上げます。

さて、最近の経済状況は、生産活動の回復などから企業収益によりやく明るい兆しが見られますが、雇用・所得環境は依然として厳しさが続いております。さらには物価の下落や為替相場の急激な変動などの懸念材料もあり、景気は予断を許さない状況にあります。

こうした厳しい状況の中で、新しい年を迎えますが、県民の皆様方とともに、この難局を乗り切り、愛知の未来に向け力強い一歩を踏み出してまいりたいと考えております。

昨年は、アメリカ、日本で政権交代が起こるなど世界的に大きな変化を感じさせる年でありました。とりわけ、我が国の政権交代は歴史的なことであり、様々な分野に影響が及んでくると見込まれますが、こと県政運営にあたっては、県民の皆様方の目線でしっかりと舵取りを行ってまいります。

このため、まず当面は、雇用対策や中小企業の経営支援など地域経済を下支えするとともに、地域医療の充実や子育て・子育て環境の整備、交通安全対策など県民の皆様方の日々の安心、安全の確保に力を注いでまいります。

その上で、中長期を展望した愛知の発展に向け、航空宇宙産業などの次世代産業の育成、将来の飛躍の基盤となる社会資本の整備、来たるべき低炭素社会に向けた取組などを積極的に進めてまいります。

また、いよいよこの夏から秋にかけて、地域を挙げて準備を進めてきた二つの大きな事業、環境分野における最大級の国際会議であるCOP10と国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2010」が開催されます。ぜひともこれらを成功させ、愛知の総合力をさらに高めてまいりたいと考えております。

新しい年も、引き続き本県財政は厳しい状況が続きます。徹底した行財政改革を進めることはもちろんであります。大きな時代転換の本質を見極め、現下の危機の克服と将来にわたる愛知の発展に全力で取り組んでまいり所存であります。

県民の皆様方の格別のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成二十二年元旦

本号での提供情報

- 1 新春を迎えて 愛知県知事 神田真秋
- 2 愛知県海外駐在員レポート サンフランシスコ産業情報センター駐在員 杉本安信  
「米国環境ビジネスを牽引するカリフォルニア州～3つの環境ビジネスイベントから～」
- 3 愛知県海外駐在員レポート パリ産業情報センター駐在員 酒井裕史  
「フランス政府による自動車産業支援策と低CO<sub>2</sub>排出車の開発・普及施策について」
- 4 愛知県海外駐在員レポート 上海産業情報センター 駐在員 吉田真樹  
「中国・上海の中華レストランでの日本食材メニュー発表会」
- 5 国際ビジネス専門家レポート MI NA CONSULTING.,LTD.パートナー 大形 薫  
「ベトナムにおける人件費に関わる制度について」
- 6 「ベトナム投資セミナー」講演録 (財)あいち産業振興機構 国際ビジネスグループ

## 愛知県海外駐在員レポート

### 米国環境ビジネスを牽引するカリフォルニア州

#### ～3つの環境ビジネスイベントから～

サンフランシスコ産業情報センター 駐在員 杉本 安信

オバマ大統領が就任後にグリーンニューディール政策と言われる環境技術、環境ビジネスの振興策を打ち出して以来、1年近くになるうとしています。金融危機に端を発した景気後退の中で、2009年には、政府による支援策を背景に、米国の多くの産業が低迷からの脱却の突破口として環境関連技術への注力、同市場への参入を図る傾向が見られました。

そうした中で、カリフォルニア州は、以前から環境規制が厳しい州、あるいは代替エネルギー導入に向けた取り組みに積極的な州として知られ、米国でも環境ビジネスで大きな存在感を持つ州と言えます。

当センターでは、昨年、同州内でのいくつかの環境関連イベントについて調査を行いました。いずれも米国における環境ビジネスへの関心の高まりと同州が米国内の環境ビジネスを牽引する様子を垣間見ることができましたので、それらイベントについてご紹介したいと思います。

#### 1 電気自動車の普及に向けた技術連携、汎用性の進展を印象付けた「プラグ・イン2009」

2009年8月中旬に、カリフォルニア州ロサンゼルス市郊外のロングビーチ市で開催されたイベント「プラグ・イン (Plug-In) 2009」は、専門家向けのセミナーや展示会のほか、一般公開日も設けられ、電気自動車やハイブリッドカーの開発動向や将来性に関心を寄せる専門家、一般市民らで大きな賑わいを見せました。電気を利用して走行する自動車の普及には、動力源となる蓄電池や充電設備などの技術のさらなる技術革新が鍵を握るとみられていますが、2年目の開催ながら、700名の専門家や35にのぼる出展団体・企業、60のメディアなどが集い、活発な商談、情報交換の様子が見られました。とりわけ、展示会場内では、多くの出展企業が自社の技術を単体で紹介するのではなく、他社の技術、システムを組み合わせることにより、日常生活での実利用をより想定した形で紹介する事例も多くみられ、企業間でのビジネス連携や汎用性への対応が進みつつある様子が窺われました。

#### 2 太陽エネルギー関連ビジネスで世界を牽引するカリフォルニア州を印象付けた「ソーラー・パワー・インターナショナル2009」

2009年10月下旬にロサンゼルス市郊外のアナハイム市で開催された「ソーラー・パワー・インターナショナル2009」は、代替エネルギー分野で存在感を増すカリフォルニア州の勢いを象徴する展示会となりました。太陽エネルギー発電協会 (SEPA) と太陽エネルギー産業協会 (SEIA) の共催により行われたこの展示会は、今年で6回目を迎え、主催者によれば、今年は27,000人ほどが来場し、933団体が出展、500団体がキャンセル待ちであったとのこと。また、2010年はロサンゼルス市内のより大きな施設に会場を移すとのことですが、すでに90%の出展スペースが予約済とのことで、出展団体数が2007年には200団体、2008年には422団体であったことを踏まえると、その規模は倍々で拡大し、参入が相次いでいる様子が窺えます。

この展示会には、日本、ドイツ、スペイン、中国、台湾など海外からの参加企業も急増してきており、カリフォルニア州を舞台に、世界規模で環境ビジネスが活発に行われつつあります。展示会では、多くの出展者が政府や地方政府などの支援や技術の進歩によりビジネス展開しやすい状況が生まれている点に触れ、太陽エネルギー産業が力強く成長中であることや、今後のビジネス拡大に期待を寄せる声が多く聞かれました。



ソーラー・パワー・インターナショナル2009 展示会の様

#### 3 環境ビジネスのアカデミー賞を目指す「クリーン・テック・オープン・アワード2009」

2009年11月中旬、カリフォルニア州サンフランシスコ市内で「クリーン・テック・オープン」と呼ばれる環境ビジネスの優秀なアイデアを表彰するイベントが行われました。米国でも多くの投資家が拠点をもち、新規事業への投資が活発に行われることで知られるカリフォルニア州北部のベイエリア (サンフランシスコ周辺地域) ですが、2006年に始まったこのイベントには、投資家や大手エネルギー企業、また、環境ビジネスの拡大を図る大企業などがスポンサーとして名を連ね、このイベントを支えてきています。優れたアイ

アや技術を持つ起業家らが参加登録し、選考過程で候補に残ると投資家や大手企業からのアドバイスなどが受けられるほか、最終審査で最優秀賞、優秀賞に選ばれると最高25万ドル(約2,250万円)の賞金が与えられるなど、投資や事業パートナーの獲得につなげたい起業家にとっては大きなビジネスチャンスとなっています。

イベント当日は、最終審査に残った企業の紹介や展示会なども行われ、商談や情報交換が活発に行われましたが、環境ビジネスでのアカデミー賞とも呼ばれるこの「クリーン・テック・オープン」は、環境ビジネスの拡大とともに、今後、その注目度も一層高まることが予想されます。

カリフォルニア州は、エネルギー生産において太陽光(Solar PV)、バイオマス(Biomass)、地熱(Geothermal)、集光型太陽熱エネルギー(CSP)の分野で全米第1位、風力発電(Wind)、水力発電(Hydropower)の分野で同第2位を誇るほか、州政府の環境対応への積極的な取り組みや環境技術、代替・再生エネルギー関連技術への民間資本の活発な投資が行われるなど、これまでに環境ビジネスで他州をリードしてきた州と言えますが、以上の3つのイベントのみならず、州内での多くの環境関連イベントも規模拡大の傾向にあるなど、この分野での同州の存在感は益々大きなものとなりつつあります。

経済低迷の中で環境関連ビジネスへの注目が世界的にも高まった2009年でしたが、景気回復へのステップの年として期待される2010年には、環境関連ビジネスが北米経済の刺激剤として機能する可能性が一層高まっています。当センターにおいても、引き続き米国、そしてカリフォルニア州の環境ビジネス動向について注視していきたいと思えます。

## 愛知県海外駐在員レポート

### フランス政府による自動車産業支援策と低Co2排出車の開発・普及施策について

パリ産業情報センター 駐在員 酒井 裕史

2008年に発生した「百年に一度」と言われた世界的な経済危機によって、フランスの自動車産業も深刻な打撃を受けました。このため、他の自動車輸出国と同様、フランス政府も様々な支援施策を矢継ぎ早に打ち出してきました。一方で、今回の経済危機後をにらみ、将来の自動車市場における世界的イニシアティブの獲得を目指して、数々の低Co2排出車の開発支援・普及促進施策も並行して実施されているところです。

今回、パリ産業情報センターからは、自動車産業の支援と低Co2排出車の開発・普及に関してフランス政府が展開してきた一連の施策をおよそ時系列的に紹介します。

#### 1 「環境グルネル会議」

2007年7～10月、政府・環境NGO・地方自治体・企業の参加による「環境グルネル懇談会」が開催され、各主体が一体となった環境への取り組みを進めるための方策が話し合われました。この懇談会の検討結果全体に基づいて2009年7月に「環境グルネル第 法」が制定され、交通分野については2020年までに20%の温室効果ガスを削減することなどが掲げられています。

#### 2 ボーナス・マリウス制度及びスクラップ・インセンティブ制度

2007年12月以降、環境関連施策の一環として、購入する新車のCo2排出量に基づいて登録税を免除する、あるいは課徴金を課す「ボーナス/マリウス制度」が導入されています。さらに2008年12月、深刻な経済危機の直撃を受けた自動車業界を支援するため、今度は経済対策として、10年以上使用された車を廃車にしたうえで新車を購入する際の新車のCo2排出量に応じて補助金が交付されるスクラップ・インセンティブ制度が導入されました。この施策は2009年12月を期限としており、その後の需要に対する影響が注目されています。

#### 3 低Co2排出車の開発支援

環境グルネル懇談会の成果を受け、2008年7月、フランス政府は新たなエネルギー技術の開発に関して2009年以降の4年間に4億ユーロの資金を投入すると発表しました。その資金の投入先の一つが実証研究支援基金であり、環境関連技術及び製品の開発を対象に融資するものです。自動車に関しては、現在までに11件が採択されており、このなかにはトヨタ自動車がストラスブール市で実施する「都市内におけるプラグイン・ハイブリッド車の充電システム」の実証実験も含まれています。

#### 4 「自動車に関する協約」の制定

2009年2月、「自動車に関する協約」が発表されました。この協約は、経済危機に直面した自動車製造関連企業に対する様々な政府支援策を約束するものでしたが、特に低CO<sub>2</sub>排出車について「参加的貸付制度」(資本参加の形をとった融資制度)等による支援を掲げ、格段の支援策を打ち出しています。

#### 5 低CO<sub>2</sub>排出車の開発支援

2009年6月、電気自動車(EV)やハイブリッド車(HV)などの低CO<sub>2</sub>排出車の開発プロジェクトに対する総額2億5,000万ユーロの低利融資制度の導入が発表されました。融資の対象になるのは民間企業が実施している低CO<sub>2</sub>排出車のパイロット生産、あるいはEV、HV向けのバッテリー及び電気自動車の駆動システムの製品化プロジェクトとされています。

#### 6 電気自動車(EV)、プラグイン・ハイブリッド車(PHV)の開発・普及促進策

2009年10月、EV及びPHVの普及を図るため、自動車メーカーに対する開発支援のみならず、充電用のインフラ整備までも含めた具体的な促進策が発表されました。これは、今後10年間に総額25億ユーロの投資を掲げる大規模なものです。

これによると、2015年までに10万台の電気自動車の普及を掲げるとともに、2020年末までに40億ユーロを投じて国内440万か所に充電設備を設置する計画となっています。

#### まとめ

以上のように、2007年から2009年にかけてフランス政府は自動車産業支援策と低CO<sub>2</sub>排出車の開発・普及促進関連施策を矢継ぎ早に打ち出してきました。

自動車産業支援策については、特に今年12月までとされているスクラップ・インセンティブ制度の終了後の自動車の登録台数が気になるところです。

また、最新の発表に明らかであるように、現時点のフランス政府は次世代自動車としてEV・PHVを本命視していることが明らかであり、開発及び普及の促進に向けて巨額の投資を行おうとしています。同時に、EV・PHVに関する規格のグローバルスタンダードの獲得も視野に入れており、他国に対して活発な働きかけを行っているようです。

パリ産業情報センターでは、今後も次世代自動車をめぐるフランス政府、フランス国内の自動車産業の取り組みを注視し、報告を続けていきたいと考えています。

## 愛知県海外駐在員レポート

### 中国・上海の中華レストランでの日本食材メニュー発表会

上海産業情報センター 駐在員 吉田 真樹

#### 1 日本食材による新作メニュー発表会

8月20日、上海市内の高級中華料理レストラン「小南国」で、日本の食材を生かした中華料理の新作メニューの発表会が開催されました。

中国で日本の食材を提供する食品メーカー5社が集まり企画されたこの催しは、さんまやさばなどの魚介類や、みそなどの調味料や果汁など、日本では、おなじみとなった食材を中華料理に取り入れ、中国人の味覚に合った形で中国人の食卓に届け、中国での販路を拡大しようという試みです。5つの企業から提供された食品を使って12のメニューが考案されました。

愛知県からも2社の食品メーカーがこの企画に参加しました。

近年、日本の食品メーカーや外食産業は、あいついで中国の市場への進出を果たし、販売の拡大を進めています。主だったものだけを挙げても、カゴメが野菜ジュースの生産と販売を開始(2005年)、アサヒビールが牛乳や果物の生産を開始(2006年)、ヤクルトが上海で生産と販売を開始(2006年)、外食分野ではCoCo壱番屋(1997年)、吉野家(2002年)、サイゼリア(2003年)、等々、枚挙にいとまがありません。中国の食品市場を巡って日本の食品企業の奔走が続いています。

今回の催しは、こうした日本の食品メーカーの中国進出の動きが、中小の食品メーカーにまで広がっていることを表しています。

#### 2 素材・調味料メーカーの挑戦 ~日本料理ではなく中華で挑戦~

今回、催しが開かれた「小南国」は、上海料理などを中心に高級料理を提供する中華料理レストランで、

上海を中心に中国全土で24店舗（この他、東京に1店舗）を展開しています。今回の催しは、この「小南国」のなかでも一日で約3000人の集客をほこり、席数約1100席を有する旗艦店舗でひらかれています。日本料理店ではなく本場中華料理の人気店で開催されたことに今回の企画の意図があります。

これまで、日本の食材の中でも素材や調味料については、海外での販路開拓には障害がありました。日本の素材や調味料は、日本料理に用いられてきたものです。海外でも食べてもらうためには、その食べ方も一緒に伝えながら、日本料理の一部として口に運んでもらわなければならないため、日本料理の枠を超えられなかったからです。したがって現在、中国で輸入、販売されている日本食品の多くは、いまだ現地に在住する日本人向けや日本料理店向けの販売に限られており、大きな販路拡大を果たせていません。現地の食文化に浸透し、現地の料理の素材や調味料として使われなければ、新しい中国の味として認めてもらうことができません。今回の企画が中華料理店で開催されたことには、そうした意図があります。

愛知県からは2社の食品メーカーが参加しています。工夫を凝らして愛知の食材を用いた新メニューは果たして現地、上海の人に受け入れられるでしょうか。愛知の2社の取り組みを紹介します。

#### ㈱あいや（愛知県西尾市）～抹茶生産全国一位の西尾から中国へ～

抹茶は、宋の時代に流行した中国の古い茶の飲み方ですが、現在は烏龍茶や緑茶が主流となり中国では生産されなくなっています。㈱あいやはこの抹茶を中国に里帰りさせようと16年前から中国浙江省の茶園で抹茶の生産を開始しました。研究のすえ、ここ数年で良質な抹茶が収穫できるようになったそうです。現在は、中国でもアイスクリームや菓子などのフレーバーとして用いられるようになってきましたが、大半が緑茶を粉末にしたいわゆる“茶抹”の使用が圧倒的に多く、本当の抹茶の風味が楽しまれているケースは限定的ということです。今回の取り組みなどをきっかけにして、今後も販路拡大の努力を続け、現在、約6トンにとどまっている生産量を5年後には100トン～200トンにまで拡大したいということです。

#### マルサンアイ㈱（愛知県岡崎市）～愛知の味は味噌でもつ～

愛知といえば味噌。マルサンアイは、本場の八丁味噌をはじめとして白みそ、西京みそなどを中国で生産、一部輸入して販売しています。中国にも醬（ジャン）という味噌に似た調味料があり、中国料理にも合わせやすい調味料だと思われそうですが、意外にも中国への進出の歴史は浅く、マルサンアイが味噌の販売を開始したのも2006年からということです。現在、日本では3万トンの生産、韓国で700トン販売しているのに比べて、中国ではまだ200トンほど販売されているにすぎませんが、中国では消費人口も多いため、味噌の味が浸透すれば一気に数千トンにまで拡大するだけの可能性があるという担当者は見込んでいます。

試食会の参加者の評価は上々で、中国の人からは、「人工調味料の味ではない健康的な味がする」、「言われないと日本の食材とはわからないほど（中国人にとっても）自然な味がする」などの声がありました。また日本の参加者からは、「日本の食材が使われていて一見、日本料理のように見えるが、味は中華風で新鮮な驚きがあった。」などの感想が寄せられました。

この催しは9月下旬までの1カ月続けられた後で、人気のあったメニューは定番化され中国全土の系列店舗に展開される予定です。



新作メニュー試食会

## 国際ビジネス専門家レポート

### 「ベトナムにおける人件費に関わる制度について」

MI NA CONSULTING Co.,LTD. パートナー 大形 薫

ベトナム政府は、2009年10月30日付け政令 Decree 98/2009/ND-CP 及び Decree 97/2009/ND-CP を発行し、2010年1月1日からの地域別最低賃金引上げを決定しました。最低賃金は、外国投資企業向け及びベトナム企業向けで異なるレベルになっており、かつ、最低賃金のレベルは、地域毎に異なります。外国投資企業向けの最低賃金は、例えば、第1地域とされるハノイ市及びホーチミン市の各区内では、従来の120万 VND / 月から134万 VND / 月へと引上げられます。今回の引上げは、2008年1月から3年連続となる引上げであり、ベトナム経済の成長を反映するものとも言える半面、人件費を始めとするコスト上昇を懸念させる要因にもなっています。

( 201.63 VND = 1円 Vietcombank Hanoi Branch 2009年12月28日現在 )

一方、人件費について考える場合、最低賃金のみならず、法令により納付義務が課せられている社会保険なども考慮する必要があります。ベトナムでは、2007年1月から社会保険法、2009年1月から失業保険法、2009年7月からは健康保険法が施行されるなど、法令面での新しい動きが多くあり、特に、2009年から2014年までの期間に、人件費の負担が徐々に増加していく制度になっています。法律で規定されている負担増そのものの影響は必ずしも大きくないかもしれませんが、法令遵守の観点からも、これら制度の概要を把握しておくことは重要だと思われます。

本稿では、人件費に影響を与えるこれら制度（個人所得税を除く）について概観してみたいと思います。

法令により負担義務が課せられているものとしては、社会保険料、健康保険料、失業保険料、労働組合費、そして、離職手当があります。

まず、社会保険及び健康保険ですが、これらは、従来から、労働法により規定されていた制度が、現在、個別の法律として改組され、各々、社会保険法は2007年1月から、健康保険法は2009年7月から施行されています。新しい法律の施行に伴い、保険料率も改正されています。社会保険法によれば、法定社会保険の料率は、2010年から2014年にかけて、労働者負担分（現行5%）及び雇用者負担分（現行15%）が共に、2年毎に1%ずつ上がることになっています。また、健康保険の料率は、2010年から、労働者負担分が1%から1.5%へ、雇用者負担分が2%から3%へと引き上げられます。法定社会保険及び健康保険とも、基本的には、3か月以上の労働契約に基づく労働者が適用対象となります。なお、健康保険法によれば、料率は6%を上限とし、労働者負担分が3分の1、雇用者負担分が3分の2と規定されていますので、上限料率となる労働者負担分2%、雇用者負担分4%まで引き上げられる可能性が残っています。

次に、失業保険ですが、これは上記の社会保険法により新しく設けられた制度で、2009年1月から施行されています。10名以上の労働者を雇用する雇用者が、12か月以上の労働契約などをベトナム人労働者と締結する場合に、失業保険の適用対象となります。

なお、社会保険、健康保険及び失業保険に関する保険料の計算基礎は、労働契約に記載されている給与額ですが、その給与額が、共通最低賃金（2009年4月6日付け Decree 33/2009/ND-CP によれば、2009年5月1日からは月65万 VND となっています。）の20倍を超える場合は、この20倍を計算基礎にすればよいことになっており、保険料には上限があります。

一方、労働組合費は、労働組合の活動財源となるもので、これは従来からある制度です。元来、組合員負担分は1%、組合組織を持つ企業などの負担分は2%とされており、外国投資企業も、ベトナム企業と同様に2%の納付義務がありましたが、1997年のアジア通貨危機を契機に急減した外国投資に対する奨励策の一環として、外国投資企業に対しては、1999年から労働組合費の納付が免除されてきていました。今回、この免除措置が廃止された訳ですが、納付義務は、ベトナム企業に適用される2%ではなく1%とされています。従って、

将来的には、雇用者負担分がベトナム企業と同じ2%となる可能性が考えられます。

最後の離職手当は、労働法が規定する手当で、1年以上勤務した労働者が労働契約を解消する際に、勤務期間に応じて、1年につき半月分の給与相当額の手当てを支払うこととされているものです。当該手当は企業内に積立てをしておく必要がありますので、コストとして認識しておくべき性質のものです。1年の勤務につき半月分の給与相当額ですので、月あたりに換算すると、 $50\% \div 12 \text{ か月} = \text{約} 4.17\%$ となります。

なお、2009年1月から失業保険の制度が実施されていますが、労働者が失業保険制度に加入している場合、その加入期間は、離職手当の計算根拠となる勤務期間に含めないこととされています。従って、失業保険制度の実施前である2008年12月末までの期間については、離職手当の制度に基づいた積立を行い、2009年1月以降の期間については、失業保険に加入する労働者に対しては、その加入期間を除いた勤務期間に対して離職手当の計算を行うこととなります。2009年1月以降に雇用した労働者について具体的に言いますと、労働者が10名未満の場合は失業保険への加入義務はありませんし、労働者が10名以上の場合も、労働契約の期間が12か月未満の労働者に対しては、失業保険の適用対象外となりますので、その場合には、離職手当の計算をすることとなります。

以上について、まとめますと以下のような表になります。但し、計算の基礎となる給与額は、各々の項目について、必ずしも全く同じではなく、また、同じ項目についても、地域により運用基準が異なる場合もありますので、下記表はあくまでも概算としてご理解下さい。

人件費に関わる制度概要（個人所得税を除く）

適用年		2007年	2008年	2009年 1月～6月	2009年 7月～12月	2010年 および2011 年	2012年 および2013 年	2014年 以降
労働者負担分	社会保険 年金・死亡基金	5%			6%	7%	8%	
	健康保険(注1)	1%		1%	1.5%			
	失業保険	適用なし		1%				
	労働組合費	1%						
	労働者負担分小計(2009年以降は失業保険非加入の場合)	7%	7%		8.5%	9.5%	10.5%	
	労働者負担分小計(2009年以降は失業保険加入の場合)	7%	8%		9.5%	10.5%	11.5%	
雇用者負担分	社会保険	病欠・産休基金 (2%は納付せず留保)		3%				
		労働災害・ 職業病基金		1%				
		年金・死亡基金		11%	12%	13%	14%	
	健康保険(注1)	2%		2%	3%			
	失業保険	適用なし		1%				
	離職手当(2009年以降は失業保険加入期間がない期間のみ)	約4.17%		約4.17%				
	労働組合費(注2)	免除		1%				
	雇用者負担分小計(2009年以降は失業保険非加入の場合)	約21.17%	約22.17%		約24.17%	約25.17%	約26.17%	
	雇用者負担分小計(2009年以降は失業保険加入の場合)	約21.17%	19.00%		21.00%	22.00%	23.00%	

注1) 労働者負担分2%、雇用者負担分4%まで引き上げられる可能性がある。

注2) 雇用者負担分がベトナム企業と同じ2%へ引き上げられる可能性がある。

## 「ベトナム投資セミナー」講演録

平成21年11月27日(金) 本機構では、日本アセアンセンター、愛知県、ベトナム計画投資省とともに「ベトナム投資セミナー」を開催いたしました。

セミナーでは、ベトナム計画投資省ダン・ファイ・ドン副大臣及び外国投資庁ブイ・クオク・チェン副長官より、最新のベトナム誘致政策をご説明いただいたほか、住友商事株式会社海外工業団地部清水禎彦チームリーダーより最近の日系企業の投資トレンドや工業団地事情についてご講演いただきました。

### 「ベトナム投資誘致政策」について

ベトナム計画投資省 ダン・ファイ・ドン副大臣

世界は、1929年から1933年にかけて発生した大恐慌以来最大の経済危機に直面し、そこから回復して行くという状況にあり、ベトナム経済も、経済危機の影響を受けたのは例外ではないが、不況を脱し、明らかな回復に向けた基調を取り戻している。

2008年末から2009年初頭にかけて、ベトナム政府は、マクロ経済の安定化、社会福祉を確保し、持続可能な発展を図るための緊急対策を実施した。

ベトナム政府は2009年の経済成長率5.2%を目標としており、世界銀行はベトナムの今年の経済成長率を5.5%と予測している。

ベトナム政府の努力、様々な企業活動の成果により、2009年1月から10月までの10か月において、ベトナムは着実な経済回復と新しい発展の歩みを見せており、さらに持続可能な経済発展を促進するためのあらゆる努力を尽くしていく。

愛知県の皆様にはぜひ、ベトナムにお越しいただき、ベトナムでの投資の可能性を見ていただきたい。

### 「ベトナム投資環境」

ベトナム計画投資省外国投資庁 ブイ・クオク・チェン副長官

#### ベトナム概要

アジアの中心に位置し、人口、気候、風土、日本にとって適切な環境が整っている。特に、ベトナムの工場で製造するメリットとして、ベトナム市場へのアクセスということがある。日本市場へのアクセスということがある。アジア各国(5億)、中国10億、計15億の人口へのアクセスが可能である。

また、2009年外国投資登録20億ドル、実際に投資される額100億ドルと増加傾向にあり、若く、勤勉で、安価な労働力に恵まれており、将来の成長も期待できる。

インフラに関しては2006年から2010年までに、社会総投資額の18%に当たる250億ドルの投資を計画している。

#### 日本企業からの外国直接投資

2009年第3四半期末現在における、日本からのベトナムへの直接投資は、プロジェクト数1,164案件、登録投資額178億ドルとなっている。

日本からのベトナムへの投資分野は多岐にわたっており、特に、製造業、情報通信分野での案件数、投資額が多い。

#### 外国直接投資における最近の傾向

2009年のUNCTAD(国連貿易開発会議)調査レポートによれば、外国企業のベトナムへの直接投資額は2007年の1兆9千億ドルから2009年には、1兆2千億ドルまで下がったが2010年には回復していく傾向にある。

世界的規模における外国直接投資は発展途上国と経済制度転換国に対するものは増えており、特にベトナムを中心に東南アジアにおける外国企業の進出は17%も増えている。

ベトナム政府はベトナムが発展したいと思っている産業分野・領域における外国企業の進出を高く奨励している。そういった分野に対しては、様々な優遇措置がある。

ハイテク、高度な技術を使った産業、農林水産業、インフラ整備、教育、医療事業、スポーツ、社会的な

事業は高く歓迎している。

ベトナムにおけるインフラは順調に整備されているが、今後の伸びを考えると、国の力だけにおいてインフラを整備していくことには限界がある。

特に電力発電、道路や港などハードのインフラ整備のみならず、教育や様々な人材育成、医療、などの分野で、今後経済発展の波についていけるのかという問題もある。

こうしたソフトやハードのインフラ分野へ日本の皆さんが投資された場合においては、法人税の税率等々優遇措置を用意している。

様々なインフラ整備に関しては、国が行わずとも、採算性があるのなら、民間に行わせることにより、より効果的な事業運営開発ができる。ベトナムのPPP（Public Private Partnership）を利用して、民間だけでは採算がなりたたない場合にはその部分だけについて国が資金を提供することが可能であるので、日本企業の皆様にも是非ご利用いただきたい。

外国企業、民間資本も様々な公的インフラ整備に取り組んでいただきたい。

### 外国投資に対する政策

投資に関する法律、2005年投資法、2005年企業法はじめ各種法令等を制定して、法的枠組みを整えている。

また、法人税、利益移転税、関税などで優遇税制を整え、様々な条件を設定して、よりスムーズに迅速に利益をあげていただくために努力している。

### ベトナムにおける投資活動促進策

政府と産業界では投資環境、ビジネス環境の魅力を高めるため、7つの促進策を打ち出し、ベトナムに対する外国投資の拡大を目指している。

計画（不完全な計画の改善、調整を行い、投資案件における土地収用が可能となるよう支援）

法律と政策（法律や関連規定が、有効なものとして各地すみずみまで実施されているかをチェック。）

インフラ（2020年までのインフラ整備計画の推進。）

行政改革（行政手続きの改革、ライセンスを発行する手続きなど適切な行政管理の実施。）

労働（若い豊かな労働者に対する教育の充実。）

投資促進（世界各国の主要な都市において、セミナーを通じた投資促進活動。）

国家管理機関の責任感の向上

## 「日本企業にとってのベトナム投資環境」

住友商事株式会社 海外工業団地部 清水禎彦チームリーダー

### 1 ベトナムの魅力

#### (1) 安定した政治体制

民族問題を抱えていないというのが安定した政治体制の理由と思われる、宗教は大乗仏教で、日本と同じである。（タイは小乗仏教）

#### (2) 日本との良好な関係

日本とベトナムは共通点が多い。ベトナム人は親孝行で、目上の人を敬う傾向が強い。

2003年、ベトナムの投資環境改善を目的として、日越共同イニシアティブが立ち上げられた。ベトナムの投資環境の問題点を日本がピックアップし、ベトナムが改善し、評価するというプログラムであり、2003年に行動計画が策定されたフェーズ1は2005年に完了し、85%の実施率、2007年完了のフェーズ2は93%の実施率で、現在はフェーズ3の実施段階である。高い実施率は画期的なものであり、こういったことも、投資を増やしている要因と考えられる。

#### (3) 良質で豊富な労働力

人口は現在8,600万人で、予測では2020年には1億人に達する。年齢構成は10代が最も多く、国民の平均年齢は30歳と若い人口構成である。また、識字率は93%と高く、勤勉、優秀で手先が器用、目が良いという特色がある。工業団地の入居者の中には、親会社の工場よりも不良品率が減っているところもあると聞いている。トヨタ自動車のベトナム工場では一度に5車種を製造しているが、高度な要求を淡々とこなしているということで、トヨタとしての評価も高いということである。

人件費はワーカーレベルで月に、中国では1万5千円から1万6千円であるが、ベトナムでは8千円ぐらいで、中国の約半分である。加えて、年間祝祭日数は9日、1日8時間労働で土曜日も稼働可能で

あるため、年間 300 日近い稼働が可能である。しかし、日本からの担当者が続かないため、285 日から 290 日ぐらいの稼働日数となっていることが多く、単位当たりのコストはさらに安価であると思われる。

#### (4) 中国とアセアンを繋ぐ戦略的な立地

ハノイの工業団地が 2000 年から販売開始になり、2007 年より、中国（広州） ベトナム（ハノイ）間を混載トラックによる定期便サービスが週 3 便で開始となり、ドアツードアで 1 週間ぐらいかかるところを 2 泊 3 日で繋いでいる。

ハノイバンコク間も 2008 年 8 月からサービスが開始されており、これまで船便で 2 週間かかったところを 3 泊 4 日で繋いでいる。

近年、対ベトナムへの外国直接投資額は伸びてきている。日系企業の直接投資は製造業が多いが 2007 年以降、物流、サービスなども伸びてきている。

## 2 進出企業が直面する問題

ベトナムの人は優秀であるで紹介したが、工場の従業員の多くは、農村から出てくる。両親は百姓、兵士などで、工場や会社勤めの経験はないため、「決められた時間には出勤する」ことなど、驚くような初歩的なことを教育しなければならない。しかし、いったん教育すれば、良くやってくれる。スタートアップは手間取るが重要である。なお、即戦力の採用は難しい。

行政手続きは地方に権限移譲されているので、州レベル、地方レベルでの手続きになるが、応用問題になると事務手続きが止まってしまうこともある。外資に開かれてから時間が経っていないため、当車のような現地を知る者のサポートが必要である。

## 3 住友商事の工業団地事情

住友商事の不動産部門では、モノづくりに必要な用地、電気、水道等まで総合的に整備している。

第 1 タンロン工業団地は 2047 年、第 2 タンロン団地は 2056 年まで長期利用できるようになっている。

ハードインフラに対してのみでなく、ソフトインフラに対しても専門家を派遣して、なるべく問題を一緒に解決していくような体制を整えている。

「ご契約頂いた時がお付き合いの始まり」と考えており、工場建設、投資手続き、会社設立支援など様々な支援を行っている。

国際空港とハノイ市内の中間にある第 1 タンロン団地には 86 社が現在入居しており、そのうち 82 社は日系企業で、年間輸出総額 28.5 億ドル、ベトナム全体の 4.6% という大きな数字となっている。

第 1 タンロン工業団地には 4 万 9 千人が働いており、6 割が出稼ぎ労働者である。周辺の住宅環境は、当初、粗末なベッドにゴザを敷いただけのものもあり、衛生的にも問題があった。2004 年以降、ワーカーの住環境が社会問題になり、また、民間のアパートだけでは収容しきれないこともあり、ハノイ市が工業団地の隣接地に全 26 棟（10,288 名収容）のアパート建設を計画し、順次整備している、現在、タンロン工業団地の入居企業が 9 棟（3,186 名収容）を利用している。

タンロン工業団地の従業員は昨年 10 月には 5 万 2 千人であったものが、年明けの生産調整、雇用調整などで、今年 4 月には 4 万 5 千人にまで減ったが、10 月には 4 万 9 千人まで戻っている。

第二タンロン団地は 17 世紀に港町として栄えたフンイエン省に 2008 年 8 月に予約販売を開始し、契約した 6 社のうち 5 社が現在入居している。当初増加しつつあった引合件数は、リーマンショック後、減少しているが、21 年 6 月から、これまで検討を凍結されていたお客さまが検討を再開されたり、新規のお客さまが検討されたため引合件数は戻ってきている。慎重に進める動きが感じられる。

22 年はベトナム経済も回復するのではと期待している。タンロン団地は約 7 割が輸出型企業であるが、食品、ヘルスケアなど内需型の引合の話もでてきている。ベトナムは市場としての魅力もあり、ポテンシャルがあると解釈している。

何か相談ごとがあればご活用いただきたい。

この他、参加者の皆さまから多数のご質問をいただき、主に副大臣から一つ一つ丁寧に御回答をいただきました。

講演の資料は日本アセアンセンターの HP

(<http://www.asean.or.jp/ja/invest/about/eventreports/2009/2009-13.html>)

に掲載しておりますので、参考にしてください。

## ～ 国際ビジネス相談デスクを開催します～

あなたの相談に経験豊富なアドバイザーがお答します。

財団法人あいち産業振興機構では、ベトナム、中国との国際ビジネスに関する諸問題や、貿易実務一般について、専門アドバイザーが相談に応じる「**無料相談デスク**」を開催します。

是非、本相談デスクをご活用いただき、皆様の国際ビジネスにお役立てください。なお、相談は原則として、**事前予約が必要**です。

### 1 相談デスク開催（1月から3月）開催日 これ以降の開催は決まり次第ご案内します。

	ベトナム	中国	貿易実務一般
相談日	平成22年1月26日(火) 2月23日(火) 3月23日(火)	平成22年3月9日(火)	平成22年2月9日(火)
相談員	松嶋威央 (財)海外職業訓練協会登録 国際アドバイザー	方村 承 (財)海外職業訓練協会登録 国際アドバイザー	田中尊雄 日本貿易振興機構(ジェトロ) 名古屋貿易センター 貿易アドバイザー
相談分野	ベトナム事情、企業経営、人事・労務管理、交渉、生産工場の立ち上げ、稼働運営、事業清算	中国事情、中国動向情報分析、法務・政策の理解と助言、工場運営・管理	貿易実務全般、海外投資
ご相談に応じて、経営、金融、技術、IT、経営革新などに関する専門知識を持った当機構のマネージャーが同席し、総合的なご相談に応じます。			

ご相談に対しては、資料・データ等の情報及び助言をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報及び助言の正確性の確認、採否はご相談者の責任と判断で行ってください。また、提供した情報及び助言の利用に関連して、万一ご相談者が不利益を被る事態が生じたとしても、当機構及び相談員は責任を負いません。

### 2 相談場所

財団法人あいち産業振興機構 愛知県貿易情報センター  
名古屋市中村区名駅四丁目4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)18階

### 3 相談時間

毎回 午後2時から午後4時まで

### 4 問合せ先

財団法人あいち産業振興機構 情報・国際ビジネス部 国際ビジネスグループ  
電話 052-751-3065 FAX 052-563-1434

### 愛知県貿易情報センターをご利用ください

愛知県貿易情報センターでは、各種の貿易関係資料・図書を取りそろえていますので、是非、皆様の情報収集にご活用ください。

## あいち貿易情報 2010.1月号

財団法人 あいち産業振興機構 情報・国際ビジネス部 国際ビジネスグループ

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター

TEL : 052-715-3065(ダイヤルイン) FAX : 052-563-1434

URL : <http://www.aibsc.jp>